

報告第 3 号

阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）について【報告】

目 次

1. 概要	P. 1
2. 上位計画等における公園見直しの位置付け	P. 1
3. 必要性・代替性・実現性について	P. 1
4. 都市計画を廃止する公園	P. 2
5. 位置図	P. 3
6. 計画図	P. 4
7. 今後の予定（案）	P. 6

## 阪神間都市計画公園の変更（素案）について

### 1. 概要

近隣公園として昭和 36 年に都市計画決定された 3.3.301 号二葉公園および 3.3.302 号宮前公園については、未整備区域が市立今津中学校および市立浜脇中学校のグラウンド等として利用されており、今後も永続的に学校敷地として管理・運営を図るべき区域であるため、必要性・代替性・実現性を確認の上、都市計画公園としての位置付けを廃止する。

なお、供用中の公園区域については、今後、都市公園として管理を行う。

### 2. 上位計画等における公園見直しの位置付け

#### ①都市計画運用指針 [国土交通省 令和 2 年 9 月 11 版]

##### IV-2-2 都市施設 I) 都市施設全般にわたる事項

##### 2. 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

- ・都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の**都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある**。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり**必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい**。

#### ②西宮市都市計画マスタープラン [平成 29 年 3 月]

- ・長期未着手の都市計画公園については、公園に期待される様々な機能（環境・景観・防災・レクリエーションなど）の面からその必要性を精査し、**必要性が低下している施設については廃止する方向で検討を行います**。

### 3. 必要性・代替性・実現性について

#### [必要性]

##### ・小学校区別公園面積

二葉公園のある今津小学校区、宮前公園のある浜脇小学校区は、「歩いて行ける身近な公園(※)」の市民一人当たり面積が多い地域である。

(※)歩いて行ける身近な公園：住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）＋児童遊園

#### [代替性]

##### ・公園配置

二葉公園周辺には津門中央公園（4ha 以上）、宮前公園周辺には川添公園（概ね 1ha 以上）がある。

##### ・周辺施設の代替機能

二葉公園および宮前公園の周辺には、公園に加え、学校や公民館、神社、寺などが立地しており、公園が持つ機能「①都市環境の保全（維持・改善）、②美しい都市景観の形成、③都市の防災性の向上、④住民のレクリエーション空間の提供」は一定確保されている。

## [実現性]

### ・土地利用の状況

二葉公園および宮前公園の未整備区域は、中学校のグラウンド等として使用されている。

### ・事業化の目途

二葉公園および宮前公園の未整備区域は、今後も永続的に学校敷地として管理・運営を図るべき区域であり、事業着手の見込みは無い。

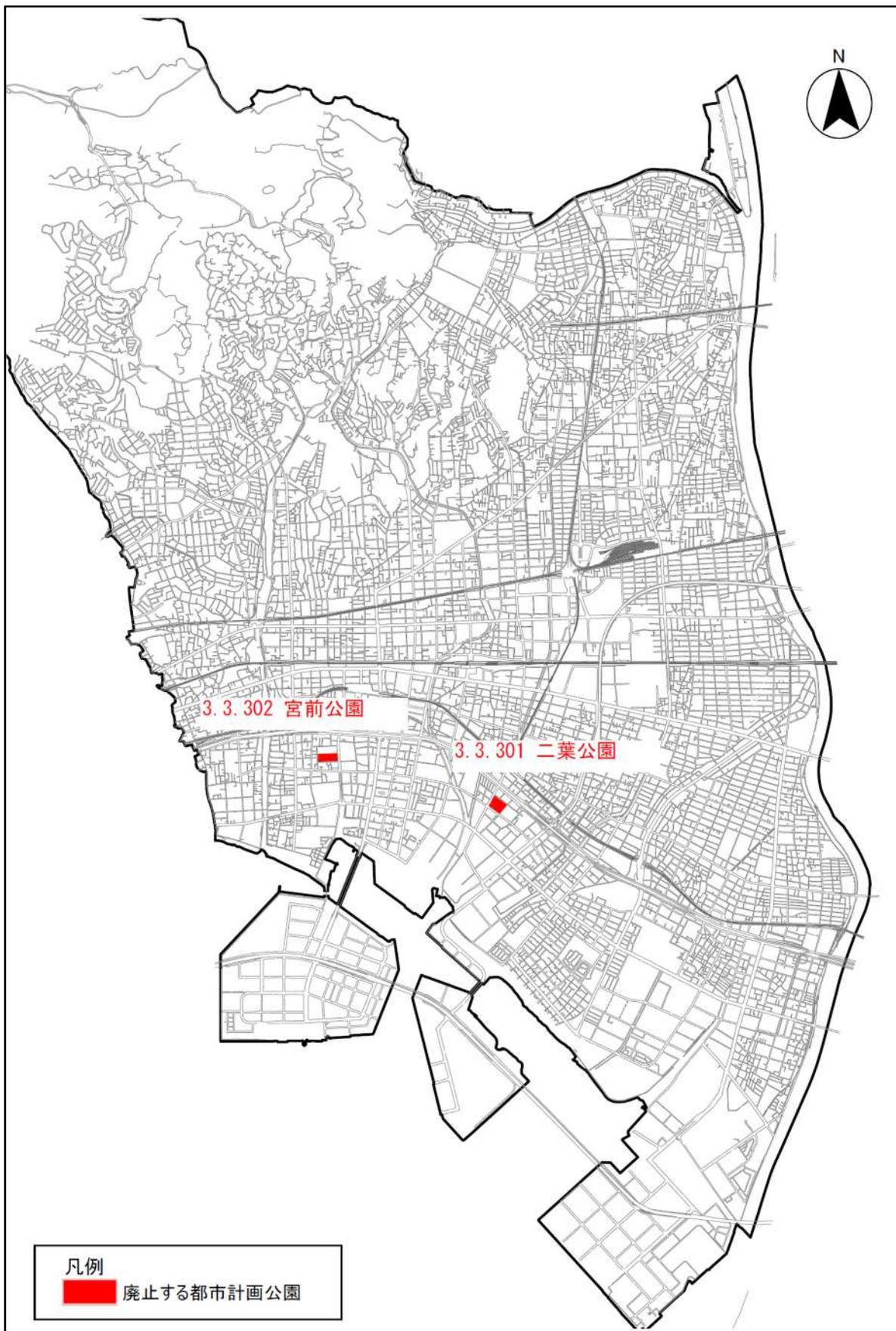
以上より、二葉公園および宮前公園の必要性は低く、代替性も確保されており、事業の実現性も低い  
ため、都市計画公園としての位置付けを廃止する。

## 4. 都市計画を廃止する公園

以下の2公園について、都市計画を廃止する。

名称		位置	面積 (ha)		決定年月日 告示番号 (当初/最終)
番号	公園名		計画	供用	
3.3.301	二葉公園	今津二葉町	1.3	0.1	昭和 36. 3. 7 建設省告示第 289 号 昭和 60. 2. 5 兵庫県告示第 189 号
3.3.302	宮前公園	宮前町	1.1	0.1	昭和 36. 3. 7 建設省告示第 289 号 昭和 60. 2. 5 兵庫県告示第 189 号

## 5. 位置図



6. 計画図

・3.3.301号 二葉公園



※都市計画としては全域を廃止しますが、既に公園として供用している区域は都市公園として、市が引き続き管理します。

・ 3.3.302号 宮前公園



※都市計画としては全域を廃止しますが、既に公園として供用している区域は都市公園として、市が引き続き管理します。

7. 今後の予定（案）

